



日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

牛舎内作業手順書や台帳等の 整備に取り組んでいる 酪農ヘルパー利用組合の事例調査報告

(平成 30～31 年度酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業)



令和 2 年 3 月

一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

< は じ め に >

本報告書の発刊にあたり、現地調査にご協力いただきました各利用組合等の組合長を始め関係者の皆さまに深謝申し上げます。

また、本調査に際し、ご指導賜りました農林水産省に感謝の意を表します。

この調査は、公益財団法人全国競馬・畜産振興会畜産振興事業の助成を受けて、平成 30 年度からの「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」（2 ヶ年事業）として利用組合を訪問し調査したものです。

我が国の酪農経営は家族型経営が太宗を占めています。しかしながら、経営者の高齢化や後継者不足により年々酪農家戸数は減少傾向を示しています。

少人数の家族型経営にとって休日を確保するときや傷病発生時の労働力を確保するためには酪農ヘルパー等による家族以外の労働力に頼らざるを得ないのが現状です。

酪農家が突然ケガや病気となって急に酪農ヘルパーを要請したとしても、酪農ヘルパーの出役回数の少ない酪農家であればあるほど、照明スイッチ、生乳処理室の電源、バンクリナーのスイッチ等の場所を示した牛舎配置や牛舎内作業手順等の事前情報が必要となってきます。

平成 30 年度に実施した酪農ヘルパー対象の「酪農ヘルパーの労働環境等に係る調査」（ピンクの冊子：平成 31 年 3 月に配布済み）でも、依頼された酪農家において牛舎内作業を確実にを行うため、引継書、作業内容の可視化を求める意見がありました。

このため、酪農ヘルパー利用酪農家の牛舎内配置図や牛舎内作業手順を整備している利用組合を訪問し、その報告書と様式や記入例を纏めました。

本報告書が酪農ヘルパーの働きやすい環境作りの一環として、この内容を参考に貴利用組合でも酪農家台帳の整備の一助としてご活用をお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

目 次

(現地調査年月日順)

1	北海道	小清水町酪農ヘルパー運営有限責任事業組合	・ ・ ・	1
2	北海道	有限会社 ファム・エイ	・ ・ ・	15
3	千葉県	みるく農協東部ヘルパー利用組合	・ ・ ・	27
4	北海道	南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合	・ ・ ・	39
5	北海道	佐呂間町酪農ヘルパー利用組合	・ ・ ・	49
6	岡山県	おかやま酪農業協同組合	・ ・ ・	65
7	鳥取県	鳥取県酪農ヘルパー事業組合	・ ・ ・	77
8	山形県	山形県酪農業協同組合 (ヤマラクヘルパー組合)	・ ・ ・	91
9	茨城県	けんせい酪農業協同組合	・ ・ ・	105

以上

小清水町酪農ヘルパー運営有限責任事業組合

調査実施年月日 平成 30 年 10 月 10 日
所 在 地 北海道斜里郡小清水町小清水 379
代 表 者 氏 名 木山昌一
設 立 年 月 日 平成 3 年 4 月 1 日
組 織 形 態 有限責任事業組合
業 務 方 法 出役調整・利用料金の徴収等の事務は自ら実施している

1. 利用組合の沿革

小清水町は畑作農業が中心で、農家戸数は 330 戸、そのうち酪農家戸数は 33 戸である。

当組合は、平成 3 年 4 月に、当時の酪農家 47 戸で小清水町酪農ヘルパー利用組合という形で設立された。その後、有限責任事業組合のメリットに着目した前組合長が LLP 化を推進し、平成 19 年 4 月に小清水町酪農ヘルパー利用組合を解散して、小清水町農業協同組合から独立し、新たに酪農家 43 戸が加入して、小清水町酪農ヘルパー運営有限責任事業組合を設立し、今日に至っている。現在の組合加入酪農家戸数は 33 戸である。

2. 利用組合の概況

- (1) 管内酪農家戸数 33 戸（平成 30 年 10 月 1 日）
利用組合参加戸数 33 戸（平成 30 年 10 月 1 日）
互助組織参加戸数 34 戸 123 名（平成 29 年 9 月 28 日）
- (2) 専任ヘルパー職員数と年齢構成

表 1 専任ヘルパー職員数と年齢構成

年齢	30 代	40 代	50 代	計
人数	1 名	1 名	1 名	3 名

平成 28 年度末は、専任ヘルパーが 4 名であったが、平成 29 年度中に 2 名が退職、1 名を採用して平成 29 年度末は 3 名となり、現在に至っている。

平成 30 年度中に 1 名を採用予定であるが、酪農家のヘルパー利用のニーズの増加や傷病利用の発生を考えると、さらに 2 名増やして専任ヘルパー 6 名体制を検討中である。

ちなみに、現在の専任ヘルパーの勤続年数は、18 年目が 1 名、6 年目が 1 名、4 年目が 1 名となっている。

- (3) 専任ヘルパーの月間平均出役日数

24 日

- (4) 臨時ヘルパー数

以前 1 名いたが、転職（版画家）して現在は不在。

(5) 組合全体の通常利用日数と傷病利用日数の推移

表2 ヘルパー利用日数の推移

	28年度	29年度	30年度
管内酪農家戸数	34	34	33
利用組合参加戸数	34	34	33
利用農家戸数	29	28	28
通常利用日数	1,212	875	362
傷病利用日数	78	119	43
総利用日数	1,290	994	405

※平成30年度は第2四半期まで

年度別出役日数は表2のとおり。平成28年度は、専任ヘルパー4名プラス広域ヘルパーもあり、かなりの日数の利用対応ができていた。しかし、平成29年度はヘルパーが1名減り、4人体制の出役となったため総利用日数が減少した。平成30年度は3人体制となり、ヘルパー利用の要望に応えるには、より厳しい状況となっている。

3. ヘルパー利用について

(1) 利用形態 朝夕型 昼作業も一部あり

ヘルパーの出役体制は、家族従事者が1名以上いる場合は1名出役、家族従事者が誰もいない場合は2名出役体制をとっている。したがって、酪農家は利用申込時に、申込書に誰が不在か、もしくは全員不在かを記入し、組合はその内容を見て出役人数を決定している。

(2) 利用予約方法

- ・予約受付期間は、1ヵ月前から前月20日まで。
- ・結婚式・法事等特別な行事の予約は特別に区分せず、通常予約と同じ扱い。
- ・出役調整日は、予約受付期限到達後速やかに開催。
- ・出役調整は、ヘルパー稼働調整委員会で行う。出席メンバーは、組合長と4地区の代表(ヘルパー稼働調整委員)、事務局とヘルパー。
- ・利用日が重なった場合の調整方法は利用内容を見て検討する。
- ・専任ヘルパーとの出役計画連絡方法は、電話・FAX・SNS。
- ・各酪農家へのヘルパー出役通知は、前月の28日までに行う。
- ・緊急出役が発生した場合の手配順序
 - ① 通常利用予定の酪農家への変更や中止依頼
 - ② 休日予定の専任ヘルパーへの休日変更依頼

利用申し込みは、表3の酪農ヘルパー利用申込書に記入してもらい、前月の20日までに組合へFAXで送ってもらう。21日に事務局で集計し、21日か22日にヘルパー稼働調整委員会を開き、各地区のヘルパー稼働調整委員が出席し

て、希望の日が重複した場合、調整している。

例えば、夫婦2人で休暇のための利用申込がある場合、ヘルパー利用が重なれば、遊びに行くのは1人にして欲しいという交渉は、地区の稼働調整委員がする。事務局が表に出ず、地元の酪農家が稼働調整委員として交渉することで、クレームが発生しないようにしている。

表3 酪農ヘルパー利用申込書

酪農ヘルパー利用申込書

申込日 平成30年 月 日

申込者 _____

利用日	利用目的	利用人数	引継
月 日 朝 夕	慶 法事 疾病 研修 休暇 育児 その他 () 目的詳細 () 不在者名 ()	人	TEL
月 日 朝 夕	慶 法事 疾病 研修 休暇 育児 その他 () 目的詳細 () 不在者名 ()	人	TEL
月 日 朝 夕	慶 法事 疾病 研修 休暇 育児 その他 () 目的詳細 () 不在者名 ()	人	TEL
月 日 朝 夕	慶 法事 疾病 研修 休暇 育児 その他 () 目的詳細 () 不在者名 ()	人	TEL

(3) 利用料金体系 ヘルパー基本単価×搾乳牛など頭数料

基本料金	1日利用	16,000円／1名
	半日利用	11,200円／1名
規模別料金	1日利用	100円／1頭
	半日利用	70円／1頭

組合都合による半日利用

基本料金	8,000円／1名
規模別料金	50円／1頭

但し、規模別料金は31頭から適用、60頭以上は同額、別途消費税

車両負担金	基本出役（朝・夕 2回）2往復分	1,500円
	基本出役（半日 1回）1往復分	800円
	追加出役（3回以降）1往復につき	1,000円
時間外料金	ヘルパー1名1時間当り	2,500円

(4) 賦課金（年会費等）がある場合はその額の決め方と改定頻度
賦課金は取っていない。組合加入時に出資金あり。

(5) 現在の利用料金の決定時期とその合意方法（決定に対する酪農家の理解）

現在の利用料金は平成29年4月に改正したもので、毎年利用料金を見直し、3年間で3千円値上げしている。

現在の利用料金に対する酪農家の不満の声はなく、逆に安いのではないかと
いう声もある。

4. ヘルパーの就業関係

- (1) ヘルパー就業規則 有
- (2) ヘルパーの労災保険、雇用保険、健康保険 有
- (2) ヘルパーの年金制度、 有 退職金制度 有
- (3) ヘルパーの所属部署 有限責任事業組合職員
- (4) ヘルパーの勤務時間

(朝 5時00分～8時45分 タ 14時40分～18時40分)

上記時間は、基本であり、現実にはより柔軟に対応しているが、夕方の終わりの時間は、労基法の範囲の22時までとしている。1日の勤務時間は8時間以内。

朝はローリーの関係で4時30分からという牧場もあるが、容認している。この場合、ヘルパーには深夜手当を支給しているが、利用料金の割り増しは行っていない。

- (5) ヘルパーの通勤時間（自宅から出役牧場までの平均的距離と時間）
ヘルパーの通勤時間は近い所で5分、遠くて30分、平均15分から20分。
出役範囲は、ほぼ半径10キロ圏内で収まる。

- (6) ヘルパーの給与体系
 - ・給与 月給制 賞与 あり 年3回
 - ・その他の手当 あり ヘルパー手当
 - ・昇給の有無 あり 定期昇給

5. 小清水酪農ヘルパー管理システムについて

- (1) 利用組合として、酪農ヘルパー管理システム作成に至った経緯

①事務局の負担軽減

管理システム作成の目的の一つは、組合事務局の事務量の軽減にある。事務局の仕事のうち、経常的事務で事務量が多いのは下記の4点である。

- ア. ヘルパーの利用料金の計算及び請求用務
- イ. ヘルパーの出役調整
- ウ. ヘルパーの超過勤務や休日出勤手当の計算
- エ. 車両の管理

利用料金の計算は、ヘルパーの日報をまず集計して、各酪農家の利用料金を計算し、請求書を作成して、小清水の場合、農協のクミカンから利用料金が組合へ入金される。

このシステムでは、各ヘルパーがタブレット端末を使って日報を入力するが、この中で、出役先農家の飼養頭数を入力すれば、自動的に利用料金が計算される仕組みとなっており、日報を送信することで利用料金が自動集計でき、請求書も簡単に作成可能となった。従来は、請求書作成までに事務の手間が掛かっていたが、そこが簡素化できるようになっている。

ヘルパーの出役調整についても、本システムで予約ができるように検討したが、現在、人対人で感情が入って出役調整を行っているなかで、機械的に出役

先を決めると早いもの勝ちとなり、本来優先すべき牧場に行けなくなる可能性が出てくるため、現在は、システム作りに二の足を踏んでいるとのことであった。

ヘルパーの超過勤務や休日出勤手当の計算も、時間外・休日出勤届出フォームをシステムで提出させることで、その時間が把握、集計できることで、事務局の負担軽減を図っている。

また、ヘルパーが使用する車両の管理も、走行距離、給油、車両メンテナンス状況がタブレット端末を使って提出されることで、内容の把握と精算の省力化が図られている。

②情報の共有

目的の二つ目は、ヘルパー間の引継や情報の共有である。

全酪農家のデータを酪農家カルテという形で画像付きでサーバーに蓄積し、出役の前に各ヘルパーが酪農家カルテを開いて、最新情報を把握してから出役するようにしている。このことで、新しい機械が入ったとか、癖がある牛がいるとか、乳房炎が増えているといった情報の把握が可能となり、事故の防止につながっている。

また、ミーティングやヘルパー同士の引き継ぎもタブレットを活用して画像等で情報交換・共有を行っている。

このことは、現場に不慣れな新人ヘルパーにとっても、出役先での作業手順や注意事項の確認が行え、安心して仕事ができることから、早期退職防止にもつながっている。

(2) 酪農ヘルパー管理システムの内容

①酪農ヘルパー管理システムの概要

システムフローは図1のとおりである。

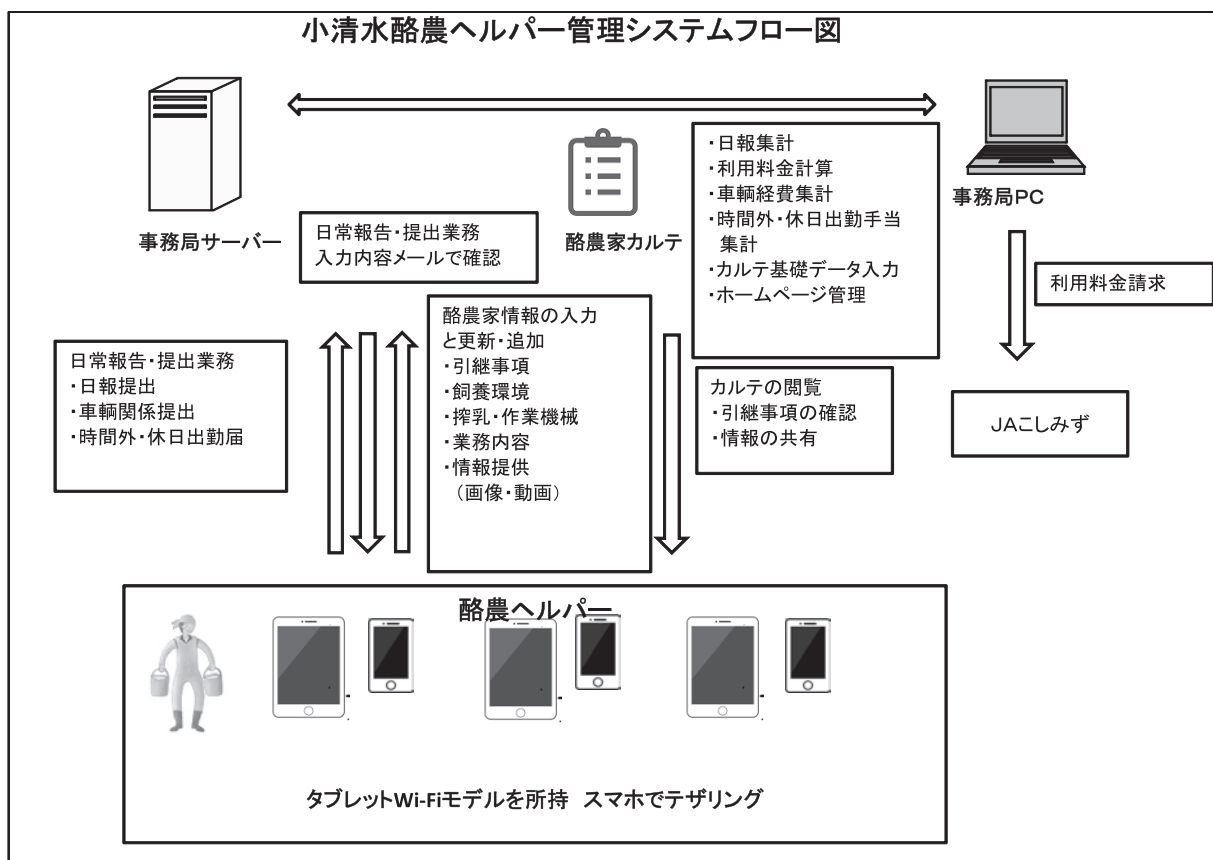


図1 小清水酪農ヘルパー管理システムフロー図

②システムのトップページ

システムトップページは図2のとおりである。

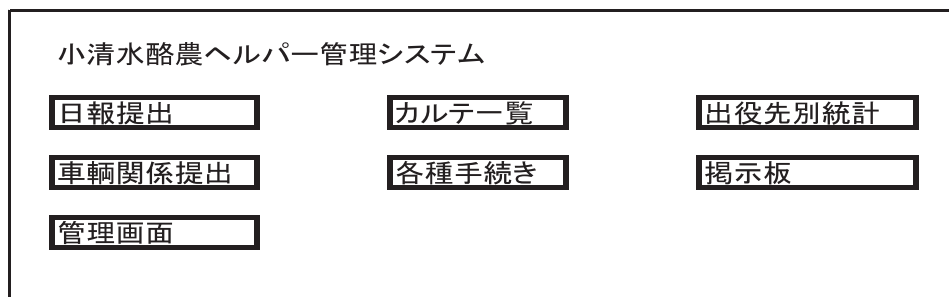


図2 小清水酪農ヘルパー管理システムトップページ

トップページは、日報提出、カルテ一覧、出役先別統計、車両関係提出、各種手続き、掲示板、管理画面という構成になっている。

③日報提出フォーム

ヘルパーの作業日報提出フォームは表4のとおりである。

表 4 日報提出フォーム

日報提出	
日付	※必須
名前(ヘルパー名)	※必須
メールアドレス	※必須
出役先	※必須
出勤時間	朝 時 分 ~ 時 分 昼 時 分 ~ 時 分 夕 時 分 ~ 時 分
休憩時間	
車両関係	※必須
走行距離	※必須 km ~ km
業務内容	午前 ・搾乳 ・給餌 ・衛生 ・清掃 ・分 ・事故 ・その他 ←タッチ入力 午後 ・搾乳 ・給餌 ・衛生 ・清掃 ・分 ・事故 ・その他 ←タッチ入力
利用形態	※必須
委託目的	※必須
入力方式	・自動入力 ・手動入力
飼養頭数	※必須 頭 頭数を入力すると利用料金が自動計算される
利用料金	※必須 利用料金 円 車両負担金 円 時間外料金 円 1時間 2,500円
合計利用金額	
サイン	酪農家が内容を確認の上、サイン(ipadのメモ帳機能を利用)
引継先	農家名 時 分 ~ 時 分
備考	気になったこと等を記入

作業日報は、各酪農ヘルパーが作業終了後、タブレット端末を使って入力し、サーバーに入力データを送信する。なお、タブレットはセルラーモデルの場合かなり経費がかかるので Wi-Fi モデルを使用し、スマホを使ったテザリングでデータ送信を行っている。

送信された作業日報データは、ヘルパーに対して、事務局から内容確認のためのメールが返信され、酪農家のサインがあるか、出役時間、労働時間が合っているかの再確認をする方法をとっている。

サインは、農家に利用料金を確認してもらった上で、農家がサインする方法をとっている。

これが1ヵ月分集計され、ヘルパーがどの牧場で何時間働き、月に何時間働いたかをエクセルに落として集計し、利用料金の請求、ヘルパーの給与支払い、労務管理に活用できる仕組みになっている。

④車両管理

車両管理提出フォームは表5のとおりである。

表 5 車両管理提出フォーム

報告日	※必須
管理者	※必須
メールアドレス	※必須
管理車両	※必須 号車
月初め走行距離	km
月終わり走行距離	km

車はリース車を貸し出ししている。

車両管理の提出により、ヘルパーが1ヵ月にどれだけ走行したかが把握できる。また、給油報告やタイヤ交換等のメンテナンス関係の報告もタブレットで行うことができるようになっている。これらについても、データ送信後、メール返信があり、入力内容の確認をする仕組みになっている。

⑤時間外・休日出勤届フォーム

時間外・休日出勤届フォームは表6のとおりである。

表6 時間外・休日出勤届フォーム

送信日	※必須	
ヘルパー名	※必須	
メールアドレス	※必須	
種別	※必須	・時間外出勤 ・休日出勤 ・深夜出勤
出勤予定日	※必須	年月日
開始予定時間	※必須	時 分
終了予定日	※必須	年月日
終了予定時間	※必須	時 分
合計労働時間	※必須	時間
出役先	※必須	
理由	※必須	

時間外・休日出勤届は自己申告制となっている。

⑥酪農家カルテ

酪農家カルテの記載内容は表7のとおりである。

表7 酪農家カルテ

名簿コード		酪農家名	住所	飼養頭数	出役時間(朝)	出役時間(昼)	出役時間(夕)
0001				頭	4:30～8:00	0	16:00～18:30
引継事項		誤搾乳防止策として 3本牛、抗生物質、ホワイトボードに記入してある 抗生物質牛は牛体にスプレーあり					
飼養環境		フリーストール パーラー4頭					
搾乳機メーカー		〇〇〇					
バルクメーカー		× × ×					
ミキサー		なし					
給餌器		自動					
トラクター		ショベルカー 台 〇〇〇					
その他		搾乳の流れ ブレディップング→先搾り→タオルで拭く→ミルクを付ける→終われば 自動離脱で外れる→ポストディップング→自動で前が空いて牛が出ていく 朝4:30 フリーストール搾乳牛側掃除 ↓ 徐ふん(搾乳餌場側) ↓ 搾乳 ↓ 徐ふん(ベッド側) ↓ 餌運び(時間、季節により運ぶ回数、時間など変動あり。引継時に要確認) 終了 夕方 餌運びない場合4:30 ある時3:00～3:30 他 餌以外、朝と同じ					

飼養頭数は、およその平均頭数。作業開始、終了時間は、おおよその目安の時間。これら書式の上の部分（名簿コードから出役時間まで）はヘルパーが入力できないようになっており、事務局がデータを入力。

酪農家カルテは、ヘルパーが最初にチェックすべき引継事項を最上部に配している。次いで、飼養環境（繋ぎ（対尻式、対頭式）か、フリーストール、フリーバーン）、搾乳器メーカー、バルクメーカー、ミキサーの有無、給餌器メーカー、トラクタの台数とメーカーを記載。その他として、一日の作業の流れが入力され、さらに写真を添付して、新しい機械の導入状況、牛舎構造上の注意点の情報共有が可能となっている。

カルテの入力は、ヘルパーが出役した際、情報を仕入れて入力する。写真もヘルパーが写して登録している。様式の形だけは事務局で決めて、中身はヘルパーが収集入力している。

（3）酪農ヘルパー管理システムに対するヘルパーからの意見

車両管理をタブレットで行えるようになり、給油や車のメンテナンス関係の報告漏れがなくなり、時間外・休日出勤届についても、申請し忘れがなくなったとの評価であった。

カルテの入力については、最初は大変だが、一度入力するとあとは更新部分の入力だけとなるため、負担は感じていない様子であった。それ以上に、引継

事項、注意事項の確認、また各酪農家の作業の流れが確認できるメリットが大きいとの評価であった。

(4) 酪農ヘルパー管理システムのメリットと今後の展開

管理システム導入により、従来、各ヘルパーがバラバラで行ってきた作業を、カルテを見ることでヘルパー全員の作業の統一が図れたことと、トラブルがあってもすぐ対応できるように技術の向上が図れたというメリットがあった。

その結果、このシステムを使うことで、より酪農家に安心して任せてもらえるようになったと事務局はとらえている。

このシステムの最終目標は、申込みもタブレットで行い、出役日程が自動的に出るところを目指している。その中で、現在、酪農家の都合が優先され、ヘルパーの都合は後回しになっているが、ヘルパーが優先して休めるような仕組みの構築を目指している。

また将来クミカンと連動させることで、現在は事務所で集計したものを農協の窓口を持って行き、組合に入金してもらうという手続きを、自動引き落としにしたいと考えている。

現状で、ヘルパーは責任を持って、休日出勤や超勤も自己申告で行い、車の管理も任せているので、勤務時間も日報を見ればわかり、そのデータが正しいかどうかは、酪農家がサインした段階で正しいと証明されたことになる。そこまで出来れば、事務局の仕事は限りなくゼロになると考えている。

6. 新人ヘルパー職員に対する指導体制等

(1) ヘルパー未経験者に対する指導期間と指導方法について

初めからベテランヘルパーに同行し、搾乳技術指導を受けながら経験を積む。採用後の試用期間は3ヵ月。

ヘルパーの独り立ちに当たっての見極めについては、役員やベテランヘルパーが作業内容を確認し、確認者の評価推薦による。

(2) ヘルパー未経験者の指導期間中の給与等の処遇については未確認。

7. ヘルパー職員の定着化とモチベーションを維持向上するための取組み

(1) 利用組合として取り組んでいる事項や内容

- ・ヘルパーと酪農家や利用組合役員との交流会は
毎月の稼働調整委員会で、組合長や稼働調整委員と意見交換の機会がある。
- ・新年会、忘年会のようなヘルパー利用組合としてのイベント等の有無
未確認
- ・ヘルパー同士の意見交換や交流会は？
毎月、ヘルパー職員推進会議を開催し、情報交換等を実施。
- ・スキルアップのための研修会への参加
ヘルパー知識向上のため、参加させている。

8. 利用組合としてのヘルパー募集方法について

1) ヘルパー募集方法

ヘルパーの募集は、従来、ハローワークとネットの農業求人専用サイトで行っていたが、見直し後、並行してホームページ、学校訪問、インターンシップの実施による募集活動を行っている。

この中で、農業求人サイトについては、非常に数が多く、中には YouTube を取り入れて酪農ヘルパーの紹介をしているサイトもあるが、酪農関係の募集情報が多すぎて埋没してしまい、中々採用に結びつかず、その結果、求人側が給料の値上げ合戦に陥っているのが現状で、給料は22万円が最低ラインになっているとのことである。

また、求人サイトの掲載料も高額で、応募者が無い中で、運営会社が儲かるだけで、お金の無駄遣いになっているとの意見であった。無料で掲載できる求人サイトもあるが、これは採用が決まれば、手数料を取るという仕組みで、業者は補助金が出ているのを知っており、あの手この手で誘いの電話がかかってくるということである。

2) ヘルパー募集に当たって苦労及び課題

当組合の求人募集の特徴は、ホームページの充実による求人と言える。

その原点は、高等学校への求人活動の中で、酪農ヘルパーという職業の認知度が低いということと、小清水町はどこにあるのか、ホームページはあるのかと問われたことである。

そこで、ホームページも無いような企業は相手にされないと認識して、急遽業者に頼んでホームページを作成し、小清水町の紹介、ヘルパーの紹介と酪農家の紹介、インターンシップの開催情報を掲載した結果、これを見て問い合わせが増えたと言う。

ホームページは一度作るとなかなか更新されず、魅力が失せてくる傾向があるため、そうならないために、ヘルパーにツイートさせて日々情報を更新している。併せて、ヘルパーが日頃どのような仕事をし、どのような生活をしているのかを紹介することで、小清水町に来ようという人に仕事の内容と町の雰囲気を理解させ、不安を払拭させる狙いもある。

ちなみに、この更新作業もタブレットを使って行うが、自分たちで更新するところは、ヘルパーのツイッターのところとインスタグラムの写真関係で、ツイッターのアカウントは一つを全員で共有している。

ヘルパーという職業のPRについては、全国レベルでのPRが必要で、組合が個別でPRをしていても限界があり、職業のPRを兼ねて、全国協会のホームページに全国のヘルパーが情報発信できるようなコーナーを設けるのはどうかと言う提案があった。

9. 傷病発生時の対応

- (1) 傷病発生時における出役ヘルパー態勢について
通常利用に同じ。

(2) 統一互助会の傷病利用時の日数制限を超える場合の対応について
最大 60 日までで、超えていない

(3) 傷病利用と通常利用の利用料金に差はあるか？
なし

(4) 傷病時、搾乳・飼養管理以外の作業の依頼は？
なし

10. 利用組合や農協（地域内全体）で統一的に取り組んでいる衛生管理や牛舎内作業について

①牛舎内作業
なし

②衛生管理及び防疫管理
牛舎で入口への消毒槽の設置

11. 今後、利用組合員の高齢化により傷病時利用の増加が懸念されるが、予想される課題としてどのようなことが利用組合に発生するか。

傷病利用日数は、平成 28 年度が 78 日、平成 29 年度は 119 日、平成 30 年度は第 2 四半期までで 43 日となっており、増加傾向にある。

一方、ヘルパーは前述のとおり 3 名で、増員は必須の課題である。

傷病対応については、当初、斜里郡 3 町（小清水町、清里町、斜里町）のヘルパー組合で、斜里郡広域酪農ヘルパー協議会を立ち上げようとしたが、斜里町が参加を辞退し、小清水町、清里町の 2 町で協議会を結成し、広域酪農ヘルパーを抱えて対応した。しかし平成 29 年度から広域ヘルパーが不在となり、人材確保難から広域酪農ヘルパー協議会は近々解散予定とのことで、より厳しい状況になっている。

ただ、小清水町酪農ヘルパー運営有限責任事業組合の加入酪農家が 33 戸、専任ヘルパー 3 名、清里町酪農ヘルパー利用組合の加入酪農家が 11 戸、専任ヘルパー 1 名＋臨時 3 名、斜里町酪農ヘルパー利用組合の加入酪農家が 13 戸、専任ヘルパー 4 名（平成 29 年 8 月 1 日現在）という中で、徐々に単独での組合の存続は厳しくなっており、平成 30 年 6 月に第 1 回の網走地区酪農ヘルパー利用組合（斜里郡 3 利用組合＋網走酪農ヘルパー利用組合＋東藻琴酪農ヘルパー利用組合）の意見交換会が開催され、今後のヘルパー事業の在り方について、話し合いが始まっている。

12. 現在、利用組合における酪農ヘルパー制度の課題と、その課題解決のために取り組んでいること。

網走管内の 1 市 4 町のヘルパー組合の話し合いの中で、将来の合併も視野に入れると、現状では各利用組合のヘルパーの勤務形態がそれぞれ異なり、今後、1 市 4 町でヘルパーの勤務形態はそろえていくべきだと考えている。

その中で、利用申込書のフォームを見ても、当組合では昼のヘルパー作業が常態化しており、昼の作業があれば、朝の作業が終わり、その2～3時間後に再び出役しなくてはならず、ゆっくり休息も睡眠もとれず、ヘルパーにはかなりの負担になっているものと思われる。

しかし他の利用組合では、昼の出役はほとんどなく、ヘルパーの福利厚生面から見直しの気運が高まっている。

13. その他ヘルパー事業推進策

当組合の事務局から、ヘルパーの社会的地位の向上やプライド保持、モチベーションの維持のためにも、酪農ヘルパーの免許制度、認定制度の創設を求める提案があった。

その内容をまとめると以下のとおりである。

○資格認定方法

現在、酪農ヘルパー全国協会の研修を受ければ認定書をもらえるが、このことはヘルパーとしての基礎的技術を身に着けたという認定であり、そこからさらに経験を積んで、搾乳技術もさることながら、後輩の指導も含め、あらゆることに対応できる能力を身に着けたヘルパーを名称は何であれ資格認定する。

○ヘルパーの社会的地位の向上

現状のように人手不足で、未経験者も受け入れている状況では、酪農ヘルパーは、酪農家から下に見られてしまう。しかし、資格制度が確立され、「プロ」として認定されれば、酪農家も安心して仕事を任せられ、ヘルパーを下に見ることもなくなり、尊敬され、感謝されるような職業となる。

○待遇改善によるヘルパーのモチベーションの維持

ベテランだろうが新人だろうが、ヘルパーの仕事の内容は変わらない中で、昇給の理由付けとして資格制度があれば、役員に対しても説明しやすい。当組合では、ベテランヘルパーに指導員という役を与えて、新人の指導や、日程調整の責任者をやらせて、給与に差がある理由付けと責任感を持たせている。

○資格取得によるキャリアアップ

ヘルパーは、現状では日々のルーチンワークで終わっており、何年働いても、資格が得られたり、何らかの特典があるわけではない。そのため、ヘルパーを一生の仕事ととらえるのは厳しい。ヘルパーを足掛かりに次のステップに進む動機づけ的な制度が必要だと考える。例えばヘルパーとして5年間働き、資格を取得したら、次のステップの資格を取る際に一部が免除されるとか、新規就農に際して就農資金の融資枠が拡大されるというようなことができれば、酪農ヘルパーにもっと人材が集まるのではないか。

○搾乳ロボット導入農家の増加に対する対応

当組合管内の搾乳ロボット導入農家は3戸であり、クラスター事業等で全国的にも搾乳ロボット導入農家は増加すると思われるが、その中で、将来的には各地区に1名でも、ロボットが故障した際にも、メーカーにどのようなトラブルが発生しているかをきちんと説明できるレベルの知識を身に着けた、ロボットに精通したヘルパーの養成が求められる。そのためには、機械メーカーとタイアップして、ヘルパーの研修を行い、認定する制度を設けてもらいたいとの提案があった。

調査報告者：JRA 事業「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」現地調査員
(一般社団法人岡山県畜産協会非常勤コンサルタント 本松秀敏)

有限会社ファム・エイ（酪農ヘルパー利用組合組織）

調査実施年月日	平成 30 年 10 月 11 日
住 所	北海道標津郡中標津町北中 1－29
代 表 者 氏 名	代表取締役 廣木 聖隆
設 立 年 月 日	平成元年 6 月 20 日
組 織 形 態	有限会社
	資本出資団体は JA 中標津、JA 標津、JA 計根別、 計根別酪農ヘルパー利用組合、JA 道東あさひ、道東あさひ 酪農ヘルパー利用組合

1. 有限会社ファム・エイの活動地域 標津町、中標津町、別海町、羅臼町
(有限会社ファム・エイの事務所)



有限会社（以下、(有)と表記）ファム・エイは JA 中標津、JA 標津、JA 計根別、計根別酪農ヘルパー利用組合、JA 道東あさひ、道東あさひ酪農ヘルパー利用組合の加入酪農家に出役。

2. (有)ファム・エイの沿革

昭和 63 年 JA 中標津、JA 計根別の酪農ヘルパー利用組合加入酪農家から、専門的に酪農ヘルパー事業を行う部署が欲しいとの要望があり、農協の事務方（参事ら）が協議し、離農酪農家が就職していた清掃会社である有限会社広栄の臼井社長に相談し、酪農ヘルパー事業の立ち上げを計画した。

平成元年 1 月に社員 3 名を、搾乳等酪農技術習得のために酪農家実習参加させ、6 月 20 日に酪農ヘルパー事業を行う会社を設立した。

平成 3 年に上春別利用組合が加入した。（上春別酪農ヘルパー利用組合はその後の合併で道東あさひ酪農ヘルパー利用組合となっている。）

平成 6 年 4 月より請負方式を頭数制から委託契約制に変更している。

平成 22 年に JA 標津が加入した。

3. 調査時の(有)ファム・エイの概況 (調査日：平成 30 年 10 月 11 日)

(1) 管内農業協同組合、酪農家戸数、加入戸数等の状況

農協名	JA 標津	JA 中標津	JA 計根別	JA 中春別	JA 道東あさひ				合計 戸数
旧農協名					西春別	上春別	別海町	根室	
根室管内 の酪農家 戸数	131 戸	167 戸	136 戸	166 戸	135 戸	71 戸	233 戸	82 戸	1,121 戸
ファム・エイ利 用酪農家 戸数	131 戸	167 戸	130 戸			66 戸			494 戸
ファム・エイ域 内 未加 入農家			6 戸			5 戸			11 戸

※ 根室管内の酪農ヘルパー利用組合としては、(有)ファム・エイの他に JA 中春別酪農ヘルパー利用組合と JA 道東あさひ管内で利用組合を統合した株式会社 ASAHI サポートセンターの合計 3 利用組合が活動している。

(2) 酪農ヘルパー要員

専任	28 年度末		29 年度					
			採用		退職		年度末	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
	31 名	2 名	6 名	1 名	13 名	1 名	24 名	2 名
臨時			29 年度					
			登録		登録解除		年度末	
		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
	13 名	3 名	8 名	1 名	4 名	1 名	17 名	3 名
合計	44 名	5 名	14 名	2 名	17 名	2 名	41 名	5 名

(3) 30 年度酪農ヘルパー要員採用計画

平成 30 年 9 月末で専任酪農ヘルパー 22 名（うち女性 1 名）在籍。

前年度より約 10 名の専任ヘルパーが不足している。利用組合員数から算

出すると、専任ヘルパーは 45 名が必要であり、あと 23 名が必要と考えている。

(4) 臨時ヘルパー

臨時ヘルパーは 18 名登録している。このうち、臨時ヘルパーとして開業ヘルパー 8 名、育成農家が 1 名登録している。

また、青年ヘルパー（臨時ヘルパーのうち酪農後継者等を当地では青年ヘルパーと呼んでいる）が 9 名登録している。青年ヘルパーの内訳は検定員 1 名、開業ヘルパー 4 名、主婦 2 名、酪農後継者 1 名、新規就農予定者 1 名である。このうち、主婦 1 名と新規就農予定の 1 名は(有)ファム・エイの元社員（専任ヘルパー）で、新規就農予定者は現在酪農家にて研修中である。

臨時酪農ヘルパーは、酪農家の酪農ヘルパー利用申込みが重複したときや緊急を要する場合に出役依頼しているが、年々緊急対応が厳しくなっている。

(5) 酪農ヘルパー利用日数

年度利用日数	通常利用	傷病時利用	合計利用日数
平成 25 年度	8,244	2,065.5	10,309.5
平成 26 年度	7,804	2,584.5	10,388.5
平成 27 年度	7,987.5	2,334	10,312.5
平成 28 年度	8,300	1,832.5	10,132.5
平成 29 年度	8,180	1,376.5	9,556.5

平成 29 年度の利用日数の減少は酪農ヘルパーの人員不足が原因である。

(6) 専任ヘルパーの月間出役日数

平成 29 年度は、9,556.5 日の稼働で、臨時ヘルパー出役等を除くと専任ヘルパー 1 人当たりの年間平均出役日数は 290 日前後であり、1 人当たり月 24 日程度の出役日数となっている。

4. 酪農ヘルパー利用について

(1) 利用形態

酪農家の酪農ヘルパー利用形態は、酪農家の希望に合わせ朝・夕利用あるいは夕・朝利用でも対応している。また、半日利用も可能である。

(2) 出役作業時間

基本は 8 時間である。作業時間は夕方 16:00～20:00、朝 5:00～9:00 を原則としているが、酪農家の作業時間に合わせている。

(3) 酪農ヘルパーの出役形態

現在の出役形態は 1 人出役が 7 割で、2 人出役が 3 割である。以前は 1 人出役、2 人出役が半々であった。

(4) 利用予約方法

2 農協（JA 標津、JA 中標津）、2 酪農ヘルパー利用組合（計根別酪農ヘルパー利用組合、道東あさひ酪農ヘルパー利用組合）がそれぞれに利用枠を設定している。JA 標津は独自に緊急利用枠を設けている。

(5) 酪農ヘルパーの通勤時間

酪農ヘルパーの自宅から出役酪農家までの平均通勤時間は 25 分程度で、最高は 70 分程度掛かる。長距離は羅臼方面の 10 戸程度あるが、頻繁にあるものではない。



左：剣持管理部長

右：廣木代表取締役

5. 利用料金体系及び賦課金

(1) 利用料金形態

①通常時利用

通常時の利用料金は 1 日 8 時間利用で、1 名出役は 22,000 円。
利用形態は朝・夕型または夕・朝型と酪農家の要望に応じている。
朝のみ、夕のみの半日利用は半額となり、1 名出役で 11,000 円。

②傷病時利用

傷病時利用の場合は、1 日 8 時間出役が 1 名 21,000 円で傷病時利用互助規約に基づき助成制度（半額助成制度等）がある。

傷病時利用での半日利用は 1 名出役で半額の 10,500 円。

③超過料金

超過料金は 1 時間 2,000 円、1 日 8 時間を超える場合は 15 分につき 500 円を請求する。各農協で利用助成があるが、農協により様々である。

④日中対応

日中対応で酪農ヘルパー出役の場合には、1 名出役 1 時間で 3,500 円。
また、超過利用料金として 15 分当たり 500 円を徴収している。

(2) 賦課金

(有)ファム・エイが加入酪農家から直接徴収する賦課金はない。

6. 酪農ヘルパー就業関係

- (1) 専任ヘルパーの身分は、(有)ファム・エイの正社員である。但し、3箇月は試用期間とする。退職金には通算される。
- (2) 勤務時間は1日8時間。朝5時～9時と夕方16時～20時を基本としている。
- (3) 採用された従業員には制服を貸与している。
- (4) 基本的に中標津町内の住宅を準備しており、社員寮もある。
- (5) 専任ヘルパー要員の就業規則・給与規定等

勤務日数	毎週、日曜日を会社休日としている。但し、業務上必要な場合には休日を他日に指定出来る。
給与	3箇月は試用（研修）期間、但し退職金の算定にはこの期間も算入。基本給の他、各種手当を支給。昇給は年1回、4月に行う。
賞与・手当	前期・年末賞与、役職手当、家族手当、住宅手当、職種手当、時間外手当、燃料手当、休日割増賃金。29年度は期末手当を1箇月分支給している
有給休暇	採用6箇月経過で10日とし、6.5年以降で最高20日を上限とする。 その他、慶弔に際し特別休暇がある。
車両借上料	出役に際して必要な車両は会社の所有車を利用する。このため、自動車運行規定を設けている。
身分保障	労災保険、労働保険、健康保険、労災保険に加入。 厚生年金、退職金制度（中小企業退職金共済事業団に加入） *退職金は退職金規定に基づき勤続年数により支給率を規定。
福利厚生	社員が結婚した時の結婚祝金、出産祝金、病氣見舞、災害見舞、弔慰金（社員及びその親族）、それぞれに額を設けている。

※ 以上の他、専任ヘルパーには業務の内容や範囲等を酪農ヘルパー事業規程に詳細を定めている。

7. 新人ヘルパー社員に対する指導体制等について

- (1) 酪農ヘルパー未経験者に対する指導期間
3箇月を試用（研修）期間として採用している。
- (2) 酪農ヘルパー未経験者の指導期間中の指導方法
試用（研修）期間中、専任酪農ヘルパーが指導にあたるOJTである。
今後、以前行っていた酪農家での作業手順等の研修について再度取組むことも考えている。
- (3) 酪農ヘルパー未経験者の指導期間中の給与等の処遇
試用（研修）期間中は基本給に加えて、職務手当10,000円の半額を給与

として支払う。

8. 酪農ヘルパー職員のモチベーションを維持向上するための取組み

- (1) 4月に新人歓迎会、6月に花見、4月及び10月に各地の駅弁を集めた催会、12月に忘年会をそれぞれ開催し会社及び従業員との親交を深めている。
- (2) 3月及び10月には社長と社員（専任ヘルパー）、役付き社員と社員の面談を実施し、社員の評価や悩み等の把握をしている。

9. 傷病発生時の対応

(1) 傷病発生時の出役体制

傷病時利用を希望酪農家が、既に利用予約している酪農家と交渉するが、変更できない場合には、休暇の社員が対応する。

酪農ヘルパーの人員が充足できれば、役付社員が出役しなくても良いように対応していきたい。

(2) 北海道統合互助会での日数制限の超過対応

北海道統合互助会の傷病時利用で対応する日数は60日と規定されているが、単独互助会の組合と統合互助会の組合があり対応に違いがある。単独互助会のJA中標津は30日の規定であるが、組合長が認めた場合には延長が可能である。

(有)ファム・エイとしては、日数制限超過であっても酪農ヘルパー利用の申込みがあれば出役することとしている。この場合は通常料金対応としている。

10. 衛生管理や牛舎内作業の統一化（酪農家に統一的に取組んでいる事項）

- (1) 牛舎内外に消毒層の設置。
- (2) 出入口の消石灰散布。
- (3) 1酪農家でのヘルパー作業でゴム手袋を朝・夕毎回変えること。
- (4) 酪農家の家族との作業分担等。

11. 生乳検査業務

酪農ヘルパー事業以外に、生乳検査業務を行っている。

12. 酪農家の作業手順及び作業見取り図の作成

(有)ファム・エイは、地域（中標津町、別海町、標津町、羅臼町）の500戸の利用酪農家の酪農ヘルパー事業を請負う日本最大の酪農ヘルパー利用組合組織で、しかも有限会社で行っている。

酪農ヘルパーが出役する酪農家はその作業形態、搾乳形態はさまざまであり、円滑に作業を行うために、当初から酪農作業の手順、酪農場の見取図を作成し、円滑な作業を行えるように工夫している。

酪農家の作業機器及び牛舎の配置など日々変化しており、特に新人酪農ヘル

この酪農家作業手順及び作業見取り図、酪農ヘルパー誰でもが閲覧できるように常に会社で保管している。

缶No. _____

①農家名 _____ 地区 _____ 作成日 _____ 作成者氏名 _____

②連絡先(緊急) _____ ③担当獣医師 _____ ④人工授精師 _____

⑤着時間 AM 5:30 PM 15:30 ⑦搾乳開始時間 AM 7:00 PM 18:00

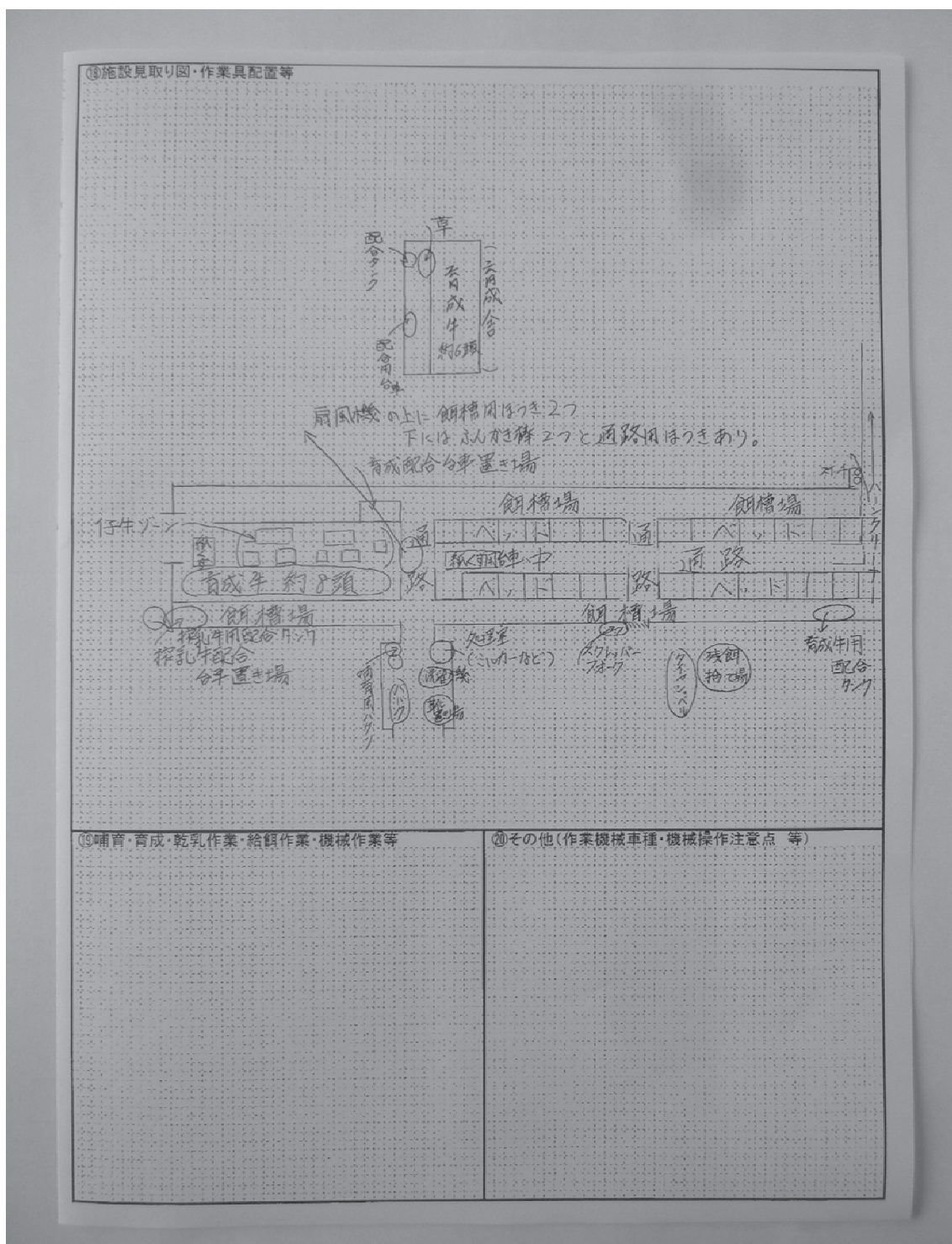
⑥前洗時間 AM _____ PM _____ ⑧ミルクメーカー/ オリオン

⑨バルクメーカー/ _____ ⑩施設形態/ 戸屋 ⑪ユニット台数/ 6台(待動)⑫搾乳頭数/ 約30頭

⑬ ↓ AM 作業手順 ↓ PM 作業手順

残餌掃除	① スケレバーで道路側配管を ② 持ち上げておく。	左に同じ
バルブ ① 搾乳牛2杯、1杯、1杯、乾乳牛は ② はき寄せ	① スケレバーで道路側配管を ② 持ち上げておく。	左に同じ
1番草与え	① ロール/恒分直全頭に ② グリヤンボールでロール直全頭に ③ グリヤンボールで全車に乗せて運ぶ。	2番草与え ① ロール半直全頭に ② 左に同じ ③ 育成舎へ→配合と草
搾乳準備	除ふん → バンクリナーを回す → 止め止める	左に同じ
搾乳		左に同じ
処理室	餌寄せ → スケレバーで均等に回す	左に同じ
配合 → 搾乳前と同じ	除ふん → バンクリナーを回す	左に同じ
育成舎の牛へ → 配合と草	紙くすまき ① 紙くすまき、紙を回す、紙を回す ② 道路をはき	紙くすまき ① 左に同じ ② 左に同じ
バンクリナーを止める		左に同じ
⑭搾乳手順	拭き → 前搾り → ミルカー → ポスト	⑮その他(引き継ぎ事項・注意点) ・1番草与えの時、全車は山登りで1~2頭 ・2番草与えの時、全車は山登りで2~3頭 ・1日でバンクリナーを4回回す。 ・ミルカーを移動する時に、殺菌水につけてから移動する。 ・育成牛と搾乳牛の配合は毎日の搾乳用台車→
⑮個体識別方法(首乳・クウォーター・バケット・乾乳)	→ ... クウォーター 乾乳は乳房に赤い → ... 首乳 バケットは小さくB ※個体にスプレーあり	
⑯搾乳注意点 首乳は1頭、バケットは1頭 乾乳牛も同じバケットにあるため印の確認を怠らない。 キックンでわかる牛が多い。		紙くすまきは約4日で1個なくなる感じ。

作業見取り図の作成例



酪農家の作業手順及び作業見取り図の作成例

①農家名	地区	作成日	作成者氏名
②連絡先	緊急連絡先	担当獣医師	人工授精師
③着時間	AM 4:30 PM 16:30	④搾乳開始時間	AM 5:30 PM 17:30
⑤搾乳施設メーカー/	型式/	ユニット台数/	搾乳頭数/ 80~90頭
⑥↓ AM 作業手順		↓ PM 作業手順	
○搾乳時使用タオル準備 (荒いタオル① 仕上げタオル②) 着バケツに荒いタオル①を入れる バケツ2個 着バケツに仕上げタオル②を入れる バケツ2個) パコマ? 5プッシュと40位のお湯で洗剤を作り バケツ5個にタオルが、ひたひたにつかるまで入れる。 ○育成舎の除フンと草を配る(全頭) (バクカンある所には) (カビはとりのぞく) バクカンを入れる ※配合はききとてから配る ○フリーストールのベット掃除とバクカンひき (中通路の除フンもする。バーンスクレッパの進行 方向にベット掃除、半分まで行ったラフのスイッチを入れる) ○別搾り牛のベット掃除と配合、パルプ、コーン補充 (牛を奥の方まで追って半分の所の) (別搾り牛が搾乳後) ゲートを開ける。帰りのゲートを開放) に食べる用 ○搾乳準備 (仕上げタオル脱水6分、バクカンとバク ポストディンピングの補充をし、パーラーへ持っていく) ○牛追い (荒いタオルバケツ2個と仕上げタオル バケツ2個をパーラー室へ持って行く 配合、手洗は別給食室) ⑦搾乳手順 荒いタオル → 仕上げ → 前搾り (10回〜20回) → ミルカー → ポストディンピング (原液) ⑧個体識別方法(首乳・クウォーター・バケツ・乾乳) ○3本乳 → バンド (前か後か、前搾りで確認する) ○バケツ・乾乳 → ホワイトボードを見ながら確認する ⑨搾乳注意点		○休けい ○搾乳開始 (自動搾乳機と自動搾乳機に分けている ミルカー操作方法は客の人に聞かせる) 1. 牛をすべて搾り終ったら、最後の牛を追って行って ゲートを閉め、戻り通路を除フンし仕切りチェーンをひく (スクレppパーでフンを押し、竹ぼうきでキレイにはく、 ※雨降り時は、はき掃除は無し) 搾乳に戻る 搾乳が終わっている場合は、ミルクを回収し ミルカーを洗浄、残りの戻り通路除フンとエリア除フン(乾乳) ○パーラー洗浄と処理室片づけ 戻りあとに配合食べる所を (タオル洗たく、 フラットにこすり洗い、パーラ) (バケツミルカー片づけ) を水で洗す。 ○別搾り牛の所の草寄せと、珪補充(配合) ○給食機に配合、パルプ、コーン、粉類 サプリメント系を入れる。メニューはホワイトボード に書いてある (箱の裏の分量は、夕方に夜のかと朝のかを分ける) ○休けい、終わり ⑩その他(引き継ぎ事項・注意点) ※ 足は かならず、お湯のみで洗う ※ AMもPMも搾乳時間が かならず決まっている。 ※ 普段はD-NETを使っている	

14. 考察

酪農ヘルパー事業は平成 29 年度出役計画 9,640 日に対し、実績が 9,556.5 日と未達で、昨年実績の 10,132.5 日から 576 日少ない実績であった。このことは社員である専任ヘルパーが 29 年度期首の 31 人から期末で 24 名と減少した(新規就農者等) ことによる影響が大きな要因と考える。

このような専任ヘルパーの不足は(有)ファム・エイに限ったことではなく、全道、さらには都府県においても深刻な課題となっている。

このような状況から、国、都道府県、酪農ヘルパー全国協会、全国の酪農ヘルパー利用組合が一丸となって酪農ヘルパー募集、認知度向上を図っているが、その効果は現在社会の景気、社会情勢等から隘路に陥っていると思料される。

この状況を打開しようと(有)ファム・エイが独自にいろいろな取り組みを行い努力していることが伺える。国の補助事業研修会に参加して補助金確保に努めていることや、根室管内酪農ヘルパー協議会独自の人員確保事業を東京で行い、1 名のインターンシップを受入れた。更には新農業人フェアに参加し、6 名の雇用に繋がったこと等その努力は着実に効果を上げている。特に専任ヘルパー確保は重要課題と考えている。

また、社員として採用された後も、働きやすいように酪農家の作業手順や作業見取り図の作成などの作業面での工夫だけでなく、季節行事や住宅環境などの生活面での支援も行っている。

会社の平成 30 年度事業目標には、管理部関係では①要員確保と啓発、②社員の健康管理とケアへの努力、③補助事業の有効活用を挙げている。また、業務部関係では①オペレーター育成と酪農ヘルパーの資質向上、②衛生管理の徹底と作業事故防止、③JA 及び酪農ヘルパー利用組合との連携に努めること等を重点目標に掲げている。

日本最大の規模を誇る酪農ヘルパー利用組合を有限会社組織で経営を黒字化していることは全国の酪農ヘルパー利用組合の参考になるものと考え。会社経営に酪農ヘルパー業務と併せて生乳検査業務を取り入れていることも大きく貢献しているものと思料される。

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」現地調査員
(一般社団法人酪農ヘルパー全国協会 前事務局長 佐藤 元二)

みるく農協東部ヘルパー利用組合

調査実施年月日 平成 31 年 1 月 29 日
所在地 千葉県山武市松尾町借毛本郷 905
代表者氏名 宇畑耕作
設立年月日 平成 28 年 8 月 1 日
組織形態 農業協同組合
業務方法 出役調整、利用料金の徴収等の事務は、自ら実施している

1. 利用組合の沿革

平成 26 年 4 月 1 日、千葉県内の南房総みるく農業協同組合、両総酪農業協同組合、東葛千葉酪農業協同組合、うちぼうミルク酪農業協同組合、房南酪農業協同組合、千葉県東部酪農業協同組合が合併して、千葉県みるく農業協同組合（以下、みるく農協と言う）が設立されたが、その中で、みるく農協東部支所管内には、千葉県東部酪農ヘルパー利用組合（以下、東部利用組合と言う）と両総酪農ヘルパー利用組合（以下、両総利用組合と言う）の二つの酪農ヘルパー利用組合があった。

その頃、東部利用組合のヘルパー職員 3 名の中で、1 名が退職することになり、2 名で利用組合を回すのは困難なことから、2 利用組合の合併が持ち上がり、急遽、平成 28 年 5 月から合併協議を行い、平成 28 年 8 月 1 日に合併して、みるく農協東部ヘルパー利用組合が誕生した。

統合に当たって、東部利用組合は、ヘルパー職員を旧千葉県東部酪農業協同組合の職員として採用し、専門農協合併後、みるく農協職員として雇用していたため、両総利用組合が解散し、東部利用組合が両総利用組合の業務とヘルパー職員（みるく農協職員として雇用）を引継ぎ、名称をみるく農協東部ヘルパー利用組合として事業を開始した。

2. 利用組合の概況

- (1) 管内酪農家戸数 51 戸（平成 31 年 1 月現在）
利用組合参加戸数 41 戸（平成 31 年 1 月現在）
互助組織参加戸数 42 戸 92 名（平成 30 年契約者）

(2) 専任ヘルパー職員数と年齢構成

表 1 専任ヘルパー職員数と年齢構成

年齢	20 代	30 代	40 代	計
人数	1 名	1 名	3 名	5 名

平成 28 年 8 月の組合設立時は、専任ヘルパーが 4 名、臨時ヘルパーが 1 名であったが、その後、専任ヘルパーが 1 名退職したため、臨時を専任として採用

したが、28 年度内に退職者、新規採用が各 1 名あり、平成 28 年度末は専任ヘルパー 4 名体制となった。

平成 29 年度に入り 1 名採用して 5 人体制に戻ったが 12 月に退職者があり、平成 30 年 1 月に 1 名を採用して平成 29 年度末は 5 名となり、現在に至っている。

酪農家のヘルパー利用のニーズを勘案すると、現状では専任ヘルパー 5 名体制がベストとの評価であった。

ちなみに、現在の専任ヘルパーの勤続年数は、21 年目が 1 名、3 年目が 1 名、2 年目が 2 名、1 年目が 1 名となっている

(3) 専任ヘルパーの月間平均出役日数

22.5 日（平成 29 年度実績）

(4) 臨時ヘルパー数

0 名（30 年 8 月 1 日）

(5) 組合全体の通常利用日数と傷病利用日数の推移

表 2 ヘルパー利用日数の推移

	28 年度	29 年度	30 年度
管内酪農家戸数	62	57	53
利用組合参加戸数	49	44	42
利用農家戸数	47	44	
通常利用日数	606	1,269	858.5
傷病利用日数	55	80	37
総利用日数	661	1,349	895.5

※平成 28 年度は 8 月から、平成 30 年度は第 3 四半期まで

合併して間もないため、データとしての把握は難しいが、アンケート調査の回答を見ると、ヘルパー総利用日数は 3 年前と比較して増加しているとのこと、その理由として、1 戸当たりの利用が増加して全体利用日数が増加しているとともに、怪我や病気の増加も要因にあげている。

平成 30 年は、専任ヘルパー 5 名体制が維持出来ており、このような酪農家のヘルパー利用要望に対して、出役の対応は、ほぼ出来ている。

3. ヘルパー利用について

(1) 利用形態

ヘルパーの利用形態は、朝・夕型で、組合員は、ヘルパー利用組合の規約で、毎月 1 回以上の利用が義務付けられているが、現状は、予約でほぼ埋まり、毎月ヘルパーを出役できない農家もある。

(2) 利用予約方法（早期予約とヘルパー休日の関係）

① ヘルパーの予約受付期間

ヘルパーの予約受付期間は、2ヶ月前から前月20日までとしている。

但し、現状は、ほぼ希望で20日前に埋まってしまう。また、希望が重なるため、何カ月も先まで予約を入れようとする人が多くなったため、2ヶ月より先は仮予約とし、再度連絡をもらうようにしている。

② 結婚式・法事等特別な行事の予約

この場合の予約は期限がなく、いつでも利用申し込み可能となっている。

③ 出役調整日

出役調整日は、出役月の前月20日から25日の間。

④ 出役調整の方法

出役予定は予約でほぼ埋まり、残りは何日もない状況であるが、事務局と主任ヘルパーを含むヘルパー2名で出役調整を行っている。

⑤ 利用日が重なった場合の調整方法

基本は、予約申込順であるが、葬儀、病気、事故による利用申込があった場合は、組合員相互の理解により、これらを優先する。

⑥ 専任ヘルパーとの出役計画連絡方法

各ヘルパーには、以前はFAXで知らせていたが、今はLINEで連絡を行っている。

⑦ 緊急出役が発生した場合の手配順序

ア．専任ヘルパーの出役先変更

イ．休日予定の専任ヘルパーへの休日変更依頼

ウ．通常利用予定の酪農家への変更や中止依頼

(3) 利用料金体系

ヘルパーの利用料金体系は、基本料金＋頭数割りとなっており、詳細は以下のとおりである。なお、料金はすべて税別である。

基本料金（ヘルパー1名当たり） 10,000 円

管理料金（搾乳牛1頭当たり） 400 円

基本料金と管理料金を合わせた最低利用料金

1名出役の場合 15,000 円

2名出役の場合 28,000 円

3名出役の場合 42,000 円

昼の給餌（1回当たり） 3,000 円

勤務超過料金（8時間を超え30分毎） 1,500 円

家族稼働 頭数割料金を作業人数に応じて1/2、1/3とする

員外利用

日曜・祝日（ヘルパー1名当たり） 25,000 円

その他（ヘルパー1名当たり） 22,000 円

ヘルパーの出役人数は、規約上、搾乳牛 20 頭未満は 1 名、20 頭以上は 2 名出役としているが、22～23 頭規模で、1 名で作業可能なところは 1 名で対応し、15～16 頭規模でも、バケット搾乳やバーンクリーナーが設置されていないなど、作業性が悪く 1 名で対応困難なところは 2 名出役を行っている。

なお 2 名出役で、4 時間で作業が終わらない農家は、ヘルパーの負担を考慮して 3 名出役で対応しているが、3 名出役する農家は現在 2 戸となっている。

昼給餌については、月に 1 回程度のオーダーがあり、対応時間は 30 分から 1 時間程度で、車で行った出役旅費は払わず、対応時間に関係なく定額 3,000 円で、全額ヘルパーに支給される。なお 2 名出役農家であっても、昼給餌については 1 名の対応としている。

(4) 賦課金（年会費等）がある場合はその額の決め方と改定頻度

入会金 20,000 円 賦課金 なし

なお、入会金、賦課金等の拠出金は、脱退時、返還しない規約になっており、料金の改定は総会の決議を経ることになっている。

(5) 現在の利用料金の決定時期と酪農家の満足度

現在の利用料金は平成 28 年の合併時に定められており、その後の見直しは行われていない。

平成 29 年度の組合員の利用料金は、平均すると 16,100 円で、補助等 2,000 円を割り戻し、組合員の実支払額は 14,100 円程度となっており、現在の利用料金体系に不満を口にする人はいない。

利用農家の感覚的には 16,000 円＋消費税程度が利用料金の支払限度額とのことであるが、利用組合参加酪農家は減少傾向にあり、その一方でヘルパー 5 名体制を維持し、定期昇給や退職金の中退共への積立金も増えることが予測されることから、利用料金の設定が今後の課題となる。

4. ヘルパーの就業関係

(1) ヘルパー就業規則 有

(2) ヘルパーの労災保険、雇用保険、健康保険 有

(2) ヘルパーの年金制度、有 退職金制度 有

(3) ヘルパーの所属部署

みるく農協東部支所の職員で、東部支所内ヘルパー組合に所属

(4) ヘルパーの勤務時間

(朝 6 時 ～ 10 時 夕 16 時 ～ 20 時)

ヘルパーの所定勤務時間は、規約により 7 時間 15 分を目標とすることになっているが、個々の農家の条件を勘案して、8 時間以内と定められており、8 時間を超過した場合は、30 分毎に超過料金を徴収することになっている。

なお、夕作業の終了時間については、翌朝の出役に影響するので、20 時終了を極力守るよう、申し合わせ事項で定めている。

(5) ヘルパーの通勤時間（自宅から出役牧場までの平均的距離と時間）

ヘルパーの自宅からの片道平均出役距離は、16.1 kmで、所要時間は20分から25分程度であるが、最長は片道50 km、1時間以上の場合もある。

(6) ヘルパーの給与体系

① 給与・昇給・賞与

給与は月給制で、基本給は、みるく農協賃金規定の賃金表により支払われる。また、昇給・昇格は、人事考課を基準として定められ、各々、年1回、4月に実施される。

賞与は、事業成績により、職員の勤務状況を勘案して、年2回、6月及び12月に支給される。

② その他の手当

その他の手当は、下記の手当が支給される。

家族手当	配偶者 6,000 円	配偶者以外 1 人につき 2,000 円
住宅手当	家賃の 2 分の 1 以内 但し月額 20,000 円以内	
役付手当	係長 月額 10,000 円	主任 月額 5,000 円
超過勤務手当	8 時間を超えて 30 分ごとに 1,500 円	
昼給餌手当	1 回	3,000 円
出役手当	自家用車 走行 1 km 12 円	車輛借上料 1 日 720 円

5. 作業手順書について

(1) 作成に至った経緯

合併前の両総利用組合は、完全定休制を掲げ、「ヘルパーの日は、家の者は牛舎に行かない」を合言葉に掲げていたことから、ヘルパーが出役した際、黒板と見取り図と給与手順を元に仕事ができるよう、牛舎の見取り図と電気の位置、水道の位置、作業手順を明記した農家毎の台帳を整備していた。

片や東部利用組合は、不定休型で家人が出てくるところが殆どで、作業手順書は必要なかったという生い立ちがあった。

しかし、今回のヘルパー組合の合併に当たり、ヘルパーは合併先の酪農家にも出役が求められることから、合併先での作業をイメージしやすくする、また打ち合わせの時の意思疎通をスムーズにするという目的で手順書を作成した。

(2) 作業手順書の内容

作業開始から終了までの作業内容が時系列で記載されている。

また、農家毎の見取り図、スイッチ類の配置、ミルカーなどの操作方法、農家毎の出役人数と作業開始時間も整理され、組合事務所に備え付けられている。詳細は、別紙のとおり。

(3) 作業手順書に対するヘルパーからの意見

専任ヘルパーからは、現在の作業手順書は、酪農家により記載内容にバラツ

キがあり、おおざっぱに記載されている場合、例えば、飼槽の掃除と書いてあっても、ゴミを一切残さないように綺麗に掃けと言う人もいるし、そこまで求めない人もおり、作業の細かい部分が読み取れないという意見が出された。同様に、堆肥を右から出すのか左から出すのか、細かい作業はプラスして書いて欲しいという意見もあった。

他の利用組合で実施している、スマホを活用した写真や動画による情報の共有については、そこまで細かいと、細かい所に意識が行ってしまい、肝心なことを落としそうになるという懸念が出され、あまり情報量が多すぎるのも問題であるという意見であった。

一方、役員からは、ヘルパーの仕事内容について、酪農家がやっていることの100%を要求しないで、70%くらいで十分という感覚を、農家自体が持つ必要があると言うことを、総会等で伝えてある。ヘルパーは、基本的な部分はきちんと押さえてもらわなければいけないが、それ以外の細かい作業は、それぞれ農家毎のやり方が違うので、ヘルパーがやりたいようにやってもいいと言う認識を農家が持たないと、ヘルパー事業は上手くいかないという意見が出された。

(4) 作業手順書の見直しについて

今ある作業手順書は、合併当初に作成したもので、その後、作業手順が変更になっている農家が多々あるので、作り直す必要が出ている。

また、作業手順書の内容についても、作成に当たって、酪農家に白紙を渡して書いてもらっており、両総利用組合は元々手順書が整備され、酪農家も手順書作成に慣れていたため、詳細な内容の手順書となっているが、東部利用組合管内の酪農家は、手順書作成に経験が無く、簡単な記入のものもあり、より細かく記載してもらおうよう、事務局は見直しを検討中とのことであった。

このように、更新の必要性は認識されているが、今の専任ヘルパーは、出役先の手順が頭に入っており、手順書は初めて出役する農家に行く時に利用する程度で、その頻度は半年に1回程度とのことであった。したがって、事務局では、更新時期は新人ヘルパーが入った時を考えている。

6. 新人ヘルパー職員に対する指導体制等

(1) ヘルパー未経験者に対する指導期間と指導方法について

最も若いヘルパーは、平成29年採用で、東京動物専門学校を卒業し、酪農作業未経験者であった。本組合に採用が決まり、年末年始、理事のところで10日程度働いて、酪農の基礎知識を習得してもらい、4月1日採用であったが3月中旬から来てもらい、事前研修をしてもらった。

その後、5月に酪農ヘルパー全国協会開催の北海道での初任者研修に参加させ、現在2年が経過している。

本組合では、新人も最初から職員としてカウントに入れ、2名出役の農家や、農家が出てきてくれるところを中心に出役を組み、半年間は、先輩が付きっき

りで教育を行っており、仕事の手順は、半年程度で覚えられるとのことであった。しかし、ヒューズが飛んだとか、スイッチを入れても真空ポンプが回らないとかのトラブルがあった時の対処は、半年では難しいとのことであった。

- (2) ヘルパー未経験者の指導期間中の給与等の処遇は
農協職員と同様に扱い、差は設けていない。

7. ヘルパー職員の定着化とモチベーションを維持向上するための取組み

(1) 利用組合として取り組んでいる事項や内容

① ヘルパーの身分保障

合併前、東部利用組合のヘルパーは、みるく農協の職員であり、両総利用組合のヘルパーは任意団体の職員であったが、合併に当たり、両総利用組合のヘルパーも、みるく農協の職員に採用してもらえたことで身分が保障されることとなった。

その結果、専門農協の職員が増え、その人件費を確保するためにも、酪農家に新たな負担を強いることになるが、ヘルパーの身分保障をし、専門農協職員並みの給与を支払うことで、ヘルパーにも自覚を促し、作業の質を上げ、農家が安心して任せられる体制の構築に結びつけている。

② ヘルパーの休日確保

ヘルパー出役予定表に、ヘルパーの希望の休日を記入してもらい、ヘルパーの休日を確保したうえで、出役調整を行っている。

但し、どうしても都合がつかない時は、休日に出役を依頼し、その分は翌月に休日を取ってもらう仕組みとしているが、このようなケースは月に1回程度とのことである。

なお、ヘルパーの所定の休日は、毎週1回と毎月2回、毎月の祭日相当日数、年末年始(12月30日から1月3日)となっている。

③ 意見交換や交流会の開催

両総利用組合では、日程調整は役員とヘルパーとで行っていたので、1カ月に1回、役員とヘルパーの顔合わせが出来て、情報交換も行われていた。しかし、合併後は、日程調整は事務局と一部のヘルパーだけで行い、役員との意見交換会の場は無くなった。但し、ヘルパー利用組合の総会にはヘルパーも出席し、その後の懇親会にも出席して意見交換を行っている。

また、ヘルパー同士では、ヘルパー5人が揃って休みが取れた時に、不定期で、食事会を開催し、意見交換を行っている。

8. 利用組合としてのヘルパー募集方法について

- ① 東京動物専門学校への募集・求人票提出
- ② 全国協会へのあっせん依頼
- ③ ハローワーク
- ④ 都道府県団体へのあっせん依頼

9. 傷病発生時の対応

- (1) 傷病発生時における出役ヘルパー態勢について
傷病発生農家に聞き取りし、期間・必要人数を確認する。
出役予定先の農家に連絡してヘルパーを譲ってもらう。
調整し、変更後日程表を作成して対象者にFAX送信。
- (2) 統一互助会の傷病利用時の日数制限を超える場合の対応について
最大60日までで、超えていない
- (3) 傷病利用と通常利用の利用料金に差はあるか
差はない（負担軽減額は後日振り込み）
- (4) 傷病時、搾乳・飼養管理以外の作業の依頼は
なし

10. 利用組合や農協（地域内全体）で統一的に取り組んでいる衛生管理や牛舎内作業について

① 牛舎内作業

両総利用組合管内では、専用の黒板が各酪農家にあり、作業手順を記入していた。またこの他、連絡板と牛名板があり、それらに餌の量や三本乳等の伝達事項を記入していた。

一方、東部利用組合管内は、牛舎内に連絡ボードを設置しているところではなかった。

そこで、利用組合合併スタート時に、各農家にノートを渡して、特に注意する牛や、餌の量、搾乳頭数、抗生物質使用牛と言った伝達事項を書き、ヘルパーに見せるようにした。注意牛についてはスプレーでマーキングをしているが、組合でマークの統一は出来ていない。

② 衛生管理及び防疫管理

生乳生産管理チェックシートに基づき、洗剤・殺菌剤の適正使用や牛舎環境のチェックを年3回実施している。

11. 組合員の高齢化に伴う傷病時利用の増加と、今後予想される課題

現状のヘルパー需要では、今の5名態勢がベストで、農家の申し込みでほぼヘルパーの予定が埋まり、10日ほど空いたところを申し込みのない人に割り当てる程度となっている。また5名いると傷病時も何とか対応出来ている。日曜日等の希望が重なる場合も、農家に譲り合ってもらい、5人で回せるようにしている。

今後、ヘルパー利用の増加要因として、①酪農家の高齢化による傷病利用の増加、②酪農家の規模が拡大による3名出役農家の増加、③従業員雇用農家の増加に伴う、従業員を休ませるためのヘルパー利用の増加の3点が予想される。

一方で、減少要因として、経営者の高齢化に伴う酪農家戸数の減少があげられる。

したがって、これらの増加要因と減少要因を考慮して、ヘルパー要員を増員するか、現状で維持するか、慎重に検討することが求められる。

12. 現在、利用組合における酪農ヘルパー制度の課題

当利用組合においても、利用者の高齢化により、傷病件数の増加や廃業者が増加傾向にある。その結果、管内の飼養頭数が減少し続けており、組合運営が年々厳しくなっている。

しかし、利用組合の基盤強化のための更なる合併は、近くに東金酪農ヘルパー利用組合があるが、親組合が違うので合併は難しい。

現在、千葉県酪農農業協同組合連合会で、4つの酪農専門農協が合併推進協議会を作り、32年4月1日を目途に合併を目指して協議がスタートしたばかりであるが、この合併が実現できればヘルパー利用組合の合併は可能で、親組合が一つにならない限り、下部組織であるヘルパー組合の合併は難しい。

ただ、組合統合により組織強化は図れるが、出役範囲が広域化するため、遠方出役が発生し、農家に近いヘルパーを複数で回そうとしても、調整が上手くいかないケースが予想される。したがって新たな合併に向けては、すでに1県1利用組合を実現した他県の事例を参考に、地域割りの工夫も今後検討する必要がある。

13. その他ーロボット農家の利用料金設定

管内のロボット搾乳農家は1戸で、ヘルパー利用料金は、基本料金は変えず、搾乳ロボットに入らない牛5～6頭を、バケットミルカーで搾乳した頭数で料金を徴収し、ロボット搾乳牛は料金の対象外としている。

なお、ヘルパー作業は概ね3時間程度とのことであった。

調査報告：JRA 事業「酪農ヘルパー適正化・効率化事業」現地調査員

(一般社団法人岡山県畜産協会非常勤コンサルタント 本松秀敏)

【農家名:

】

作業手順 ……時間経過にそって作業内容を詳細にご記入下さい。

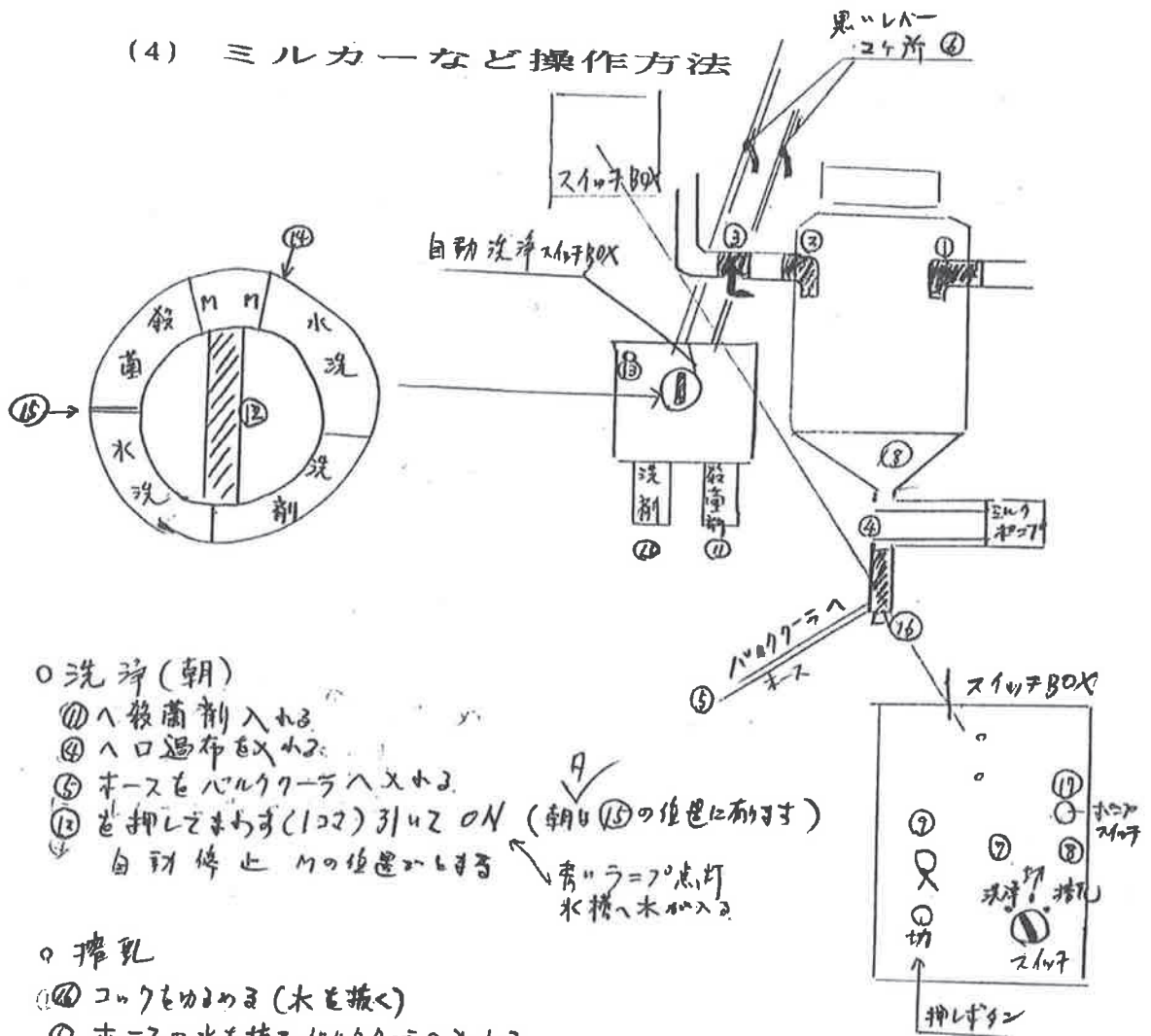
時 間	作業者 A	作業者 B
開始	糞掃除	糞掃除
6:30	糞掃除	糞掃除
:		飼料給与 TMR
7:30	搾乳開始	搾乳開始
9:00	搾乳終了	搾乳終了
:	糞掃除	エサ寄せ
:	牛床にエスカリウをまく	乾乳牛・育成牛 飼料給与
:		
朝		
10:10	作業終了	作業終了
:		
:		
:		
11:00	堆肥舎へ朝分の糞を運ぶ	
:		
:	終了	
:		
終了		
開始	糞掃除	飼槽掃除
16:30	糞掃除	飼料給与 TMR
:		乾乳牛・育成牛 飼料給与
:		翌日の飼料を配合 TMR
17:30	堆肥舎へ夕方分の糞を運ぶ	
18:00	搾乳開始	搾乳開始
19:40	搾乳終了	搾乳終了
:	牛床掃除・エスカリウをまく	エサ寄せ
:		
20:10	終了	終了
:		
:		
:		
:		
:		
終了		

夕方

時 間	作業者 C	作業者 D
開始	搾乳準備	
6:30	搾乳準備	
:	糞掃除	
7:30	搾乳開始	
:		
9:00	搾乳終了	スモール
:	パイプライン洗浄	
:		
朝		
9:40	スモール	育成牛飼料給与
:		
10:10	終了	
:		
11:30		エサ寄せ
:		
11:40		終了
:		
終了		
開始	スモール	
16:40	バルククーラの洗浄	
:	搾乳準備	
18:00	搾乳開始	
19:40	搾乳終了	
:	パイプライン洗浄	
20:10	終了	
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
終了		

夕方

(4) ミルカーなど操作方法



○ 洗浄 (朝)

- ① へ殺菌剤入れ
 - ② へ口過布をX
 - ③ ホースをバルククーラへ入れ
 - ④ ⑫を押してまわす(102)引いてON (朝は⑮の位置に合わせる)
 - ⑤ 自動停止 ⑭の位置に合わせる
- 青いランプ点灯
水槽へ水が入る

○ 搾乳

- ① ⑫コックをゆるめる (木を振く)
 - ② ホースの水を抜きバルククーラへ入れ
 - ③ 下へむき
 - ④ レバーを右へまわす
 - ⑤ ユックを締める
 - ⑥ 黒いレバーをXとじめる
 - ⑦ スイッチを搾乳の方向へX
 - ⑧ ボタンスイッチを押す (入)
- 4ユニットけずす
湯ぐさへ
殺菌剤入れ

真空ゲージ確認

搾乳終了

- ① コレバー中央へまわすゴム栓とり ストップX
- ② ガラス容器へスホーシカえら ⑪のスイッチ押す
- ③ ユックゆるめる (搾乳処理) ④押しボタン押す(切)真空ポンプ止まる
- ④ もはすレ 洗う ⑤より口過布を取り洗う

○ 洗浄 (搾乳終了後)

- ① へ殺菌剤入れ
- ② 上へむき
- ③ 真上へむき
- ④ レバー左へまわす
- ⑤ コック止める
- ⑥ ホース 水槽へつなぐ
- ⑦ 黒いレバーをX
- ⑧ スイッチ洗浄へ
- ⑨ ユックをセットする
- ⑩ 自動洗浄スイッチ ⑫を押して⑮の位置へまわす 引いてON ⑬のランプ点灯

OK

